

博物館の運営のための資金が必要です

博物館の事業は、博物館の事業収入、大阪府・大阪市の補助金により推進されてきましたが、収入の約85%を占めていた行政からの補助金が廃止されると、2013年4月以降の運営を継続することが危ぶまれます。

寄附のお願い

つきましては、人権意識の伸長を希求する多くの企業、団体の支えによる博物館運営の初めての試みとして、引き続き大阪人権博物館の継続開館することに賛同いただける団体寄附（スポンサー）をお願いする次第です。

いただいた寄附は博物館の活動を通じて、人権意識の伸長と啓発及び人間性、社会性の養成のための財団の事業目的達成のために活かしてまいります。さしあたり2013年4月から2015年3月までの2年間の自主運営のためにご寄附を募集させていただきます。

なお、万が一に運営の継続が困難な事態が起きた際には、いただきましたご寄附につきましてご相談申し上げます。

人権問題への取り組みを展開され、市民生活に深く関わっておられる貴団体にも、上記の趣旨をご理解いただき、寄附募集につきまして特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、貴団体ならびに貴団体の所属する団体にも呼び掛けいただければ幸いです。

本来なら、私が直接お願いに上がるべきところ失礼とは存じますが、法人の代表として代理の者が直接、趣旨の説明に上がらせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

2012年10月
公益財団法人大阪人権博物館
理事長 石橋 武

※現在、リバティおおさかの火を消すな全国ネット（愛称：リバティネット）におかれましてもカンパ活動が行われています。今回の寄附募集は博物館の運営主体である公益財団法人としての2013年度以降の運営継続のための活動です。皆様におかれましては、ご理解の上ご協力を併せてお願い申し上げます。

大阪人権博物館（リバティおおさか）とは

大阪人権博物館は、1985年12月に開館した、日本で唯一、人権をテーマにした登録博物館です。開館以来、人権思想の普及を目的に、資料の収集、調査研究、展示、教育普及活動などを行っています。

被差別部落、障害者、女性、ハンセン病回復者、薬害エイズ、ホームレス、在日コリアン、沖縄、アイヌ民族、性的少数者、いじめなど、さまざまなテーマを資料と映像によって展示し、開館以来約145万の人々が、全国各地、また国外からも訪れています。

リバティおおさかのあゆみ

1982年 8月 資料館設立準備室設置	1995年12月 大阪人権博物館としてリニューアルオープン
1982年11月 財団法人設立発起人総会	1997年10月 入館者50万人を達成
1982年12月 「財団法人大阪人権歴史資料館」の設立が認可される	2001年 4月 特別展第50回記念セレモニー
1985年3月 理事会において、館名を「大阪人権歴史資料館」、愛称を「リバティおおさか」に決定	2001年 9月 入館者80万人達成
1985年12月 大阪人権歴史資料館開館	2002年 3月 「大阪人権博物館第3次常設展示基本計画」を策定
1988年 8月 入館者10万人達成	2004年 2月 入館者100万人達成
1991年11月 「大阪人権歴史資料館充実・発展長期計画」を策定	2004年 8月 リニューアル工事のため休館
1993年 9月 入館者30万人達成	2005年12月 2回目のリニューアルオープン
1995年 3月 理事会において、法人名を財団法人大阪人権博物館」と変更し、12月4日から館名を「大阪人権博物館」に変更	2011年 3月 総合展示更新リニューアル
1995年 9月 「リバティおおさか」の新ロゴマークを公募・決定	2012年 4月 公益認定を受け法人名称を「公益財団法人大阪人権博物館」に変更

スポンサーの申込みと振込について

スポンサーとなっていただける方は、ご面倒ですが「寄付金申込書」に必要事項をご記入の上、本法人寄附金担当まで、郵送もしくはファックスでお送りください。なお、「寄付金申込書」のご請求は、当法人寄附金担当にお問い合わせされるか、ホームページからも入手できます。

寄附金の募集期間

2012年10月4日から

寄附金の口数（目標額2年間：1億2千万円）

年間一口 A - 100万円 B - 10万円

（※口数には制限はございません。）

払込方法

下記のいずれかの口座に振込を願いたします。なお、振込手数料のご負担をお願いいたします。（ゆうちょ銀行振替口座は手数料が無料です。）

①銀行口座

銀行名 リソナ銀行（0010）

支店名 桜川支店（124）

預金種類 普通預金

口座番号 0177285

名義人 公益財団法人大阪人権博物館 理事長 石橋 武（イシバシ タケン）

②ゆうちょ銀行振替口座

番号 00950-3-102807

名義人 公益財団法人大阪人権博物館

寄附金に対する税法上の優遇

本財団は公益財団法人の認定を受けております。本財団に対する寄附金には、税制上優遇措置が適用されます。詳細については所轄の税務署又は税理士にお尋ねください。また、寄附金控除の申請には、本法人発行の**寄附金受領証明書**が必要ですので、ご面倒をおかけいたしますが、住所・氏名及び寄附金額をご記入の上、郵送もしくはFAXのいずれかにより、本法人にお知らせください。寄附金の入金を確認次第、別途、寄附金受領証明書をお送りさせていただきます。

（担当：総務課寄附金担当 06-6561-5891）



大阪人権博物館

〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36
TEL.06-6561-5891 (代) FAX.06-6561-5995
ホームページ <http://www.liberty.or.jp/>

企業・団体の皆様へ
大阪人権博物館継続のための
スポンサーになってください。



大阪人権博物館をめぐる状況

大阪人権博物館は、1985年12月の大阪人権歴史資料館として開館以来、27年間博物館活動を通じて人権意識の伸長をめざした事業を推進して参りました。

2012年4月20日に大阪府知事並びに大阪市長の視察があり、展示内容が「差別や人権に特化されており、子どもが夢や希望を持てる内容となっていない」として来年度からの補助金廃止方針が表明されました。

私たちは、行政の公的支援は人権行政推進の観点から必要だと考え求めますが、同時に自ら主体的に自立のための経営努力も不可欠だと考えています。たとえ行政からの補助金が廃止されても、2013年4月以降も引き続き博物館の運営を継続する決意です。そのために今回、博物館の運営継続のため広くご寄附をお願いするに至りました。